

S・Aとリンク!!
TOPのS・A[13]、
TOP・MPDのS・A[16]を
一緒に勉強しよう!



窃盗罪

他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する(刑法235条)。

構成要件

1 意義

窃盗罪とは、他人の占有する財物を窃取する罪をいう。

2 客体

窃盗罪の客体は、他人の占有する財物である。

(1) 占有

占有とは、財物に対する事実上の支配をいう。他人の事実的支配領域にある財物は、直接握持又は監視されていなくても、その他人の占有に属する。

(2) 財物

財物とは、有体物をいうとされてきたが、近時は物理的に管理が可能なもの有力とされている。なお、電気は財物とみなされる(刑法245条)。

(3) 死者の占有

通説・判例は、死者の占有という観念を認めていない(最判昭41.4.8)。しかし、被害者の死亡と財物奪取が時間的・場所的に近接しているのであれば、被害者の生前の占有を侵害したとして窃盗罪が成立するとされている。

被害者を殺害直後にその腕時計を奪う行為

被害者を殺害直後にその腕時計を奪ったというような場合には、被害者が生前有していた財物の所持はその死亡直後においてもなお継続して保護するのが法の目的にかなうものというべきである。そうすると、被害者からその財物の占有を離脱させた自己の行為を利用して右財物を奪取した一連の被告人の行為は、これを全体的に考察して、他人の財物に対する所持を侵害したものである(最判昭41.4.8)。

判例

3 主観的要件

(1) 故意

窃盗罪の行為は、財物について他人の占有を奪って自己の占有に移すことであり、その行為に対応する故意が必要となる。

つまり、故意の内容としては、

- ① 他人が占有している財物であること
- ② その財物を自己の占有下に移すことの認識・認容が必要となる。

(2) 不法領得の意思

ア 窃盗罪が成立するための主観的要件としては、故意以外に不法領得の意思が必要である。



故意があっても、不法領得の意思がなければ、窃盗罪は成立しないということね。



不法領得の意思の意義

不法領得の意思とは、

- ① 権利者を排除して他人の物を自己の所有物として振る舞う意思(権利者排除意思)
- ② 物の経済的用法に従って利用・処分する意思(利用処分意思)をいう。窃盗罪には、①と②の両方が必要となる。

不法領得の意思

- 不法領得の意思とは、権利者を排除して、他人の物を自己の所有物としてその経済的用法に従い、これを利用若しくは処分する意思をいう(大判大4.5.21)。
- 永久的にその物の経済的利益を保持する意思であることを必要としない(最判昭26.7.13)。



判例

マンガでTRY 法学論文 刑訴法



論文とリンク!!
TOPの論文①、
TOP・MPDの論文③を
一緒に勉強しよう!

引致時に被疑者が泥酔していた場合の司法警察員の措置

甲男は、駅のホームで他の乗客に暴行を加えたため、駅員に現行犯逮捕された。通報を受けたA巡査は、駅員から甲男の引渡しを受け、最寄りの警察署に同行し、B警部補に甲男を引致した。この時、甲男は泥酔しており、まともに話すことのできない状態であったため、B警部補は、甲男の酔いがさめてから犯罪事実の要旨の告知や弁護人選任権の告知等の手続を行った。

▼上記の事例をマンガで見てみましょう!



問 この場合におけるA巡査及びB警部補のとした措置の適否について述べなさい。

解答・解説は次ページで▶